

京都市交通局管理規程 6-0（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第8条の2に次の1項を加える。

2 家族割引普通券による旅客運賃は、現金で支払うものとする。

第8条の3中「並びに京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券」を「京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券」に改め、「乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券」の右に「並びに京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券に関する要綱に規定する京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券（通勤）」を加える。

第50条の2に次の1項を加える。

2 特定割引家族割引普通券による旅客運賃は、現金で支払うものとする。

第60条第1号中「介護人」の右に「（聴覚障害及び平衡機能障害並びに音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害に該当する大人の身体障害者の介護人を除く。）」を加え、同条第4号中「その付添人」の右に「（療育手帳（B判定）の交付を受けている大人の知的障害者の付添人を除く。）」を加える。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）